

物 品 賃 貸 借 契 約 書(案)

- 1 契約事項 リネン等の賃貸借
- 2 賃貸借物品及び仕様 別紙－1「リネン等仕様書」のとおり
- 3 賃貸借期間 令和8年（2026年）4月 1日から
 令和9年（2027年）3月31日まで
- 4 賃貸借料 毎月の品目別賃借数に別紙－2「リネン等品目及び単価一覧表」に規定する単価を乗じて得た額の合計額に消費税及び地方消費税の額を加算した額を乙に支払うものとする。

上記物品の賃貸借について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

札幌市中央区南10条西1丁目
委託者 公立学校共済組合札幌宿泊所
支配人 安岡政光

乙

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この契約書及び仕様書等に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。

(物件の授受)

第2条 受託者が物件を授受する場所は、ホテルライフオーブ札幌内の委託者の指定した場所とし、磨耗や汚損等がなく清潔な状態で委託者に引き渡すものとする。なお、物件の授受の作業は、原則として、委託者の営業日の午前9時から午後3時までの間に行うものとする。

2 受託者は、物件の授受の責任者（以下「現場責任者」という。）を定め、委託者に通知するものとする。現場責任者を変更した場合も同様とする。

3 現場責任者は、物件を委託者に行き渡したときは、納品書を発行し、委託者の担当係員の確認後に委託者へ提出するものとする。

4 仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(賃貸借料の請求及び支払)

第3条 受託者は、委託者に対して毎月5日までに前月分の賃貸借料の支払の請求をするものとする。

2 委託者は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、当該賃貸借料をその月末までに、受託者の指定する金融機関の口座に送金して支払うものとする。

(危険負担)

第4条 次のいずれかに起因する物件の損傷による損害は、委託者が負担しなければならない。

(1) 受託者の担当者以外の者による修理、加工

(2) 委託者の故意又は重大な過失

2 火災、天災等不可抗力により生じた物件の損傷による損害の負担は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(施設設備物品保全の義務)

第5条 受託者は、物件の授受の作業にあたっては、委託者の建物・設備品その他を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。

(鍵の保管管理)

第6条 受託者は、物件の授受の作業にあたり委託者の鍵を使用する場合は、その授受、保管にあたっては、善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。

2 受託者は、委託者の鍵を授受したときは、受託者の担当者は、委託者の確認を受けるものとする。

(物件の点検等)

第7条 受託者または受託者の指定した者が、物件の現状、稼動、保管状況を自ら点検、調査することを求めたときは、委託者はこれに応じる。

(権利義務の譲渡等)

第8条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(秘密の保持等)

第9条 受託者は、この契約で知り得た秘密を第三者に漏らし、又は自己の利益の用に供してはならない。

(契約の解除)

第10条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当したときは、期間を定めて催告し、この契約を解除することができる。

(1) 第4条に規定する賃貸借料を支払わないとき。

(2) 物件について必要な保存行為をしないとき。

(3) 契約に定められた義務を誠実に履行せず、あるいは、この契約に定められた各条に違反する行為をしたとき。

(4) その他その責めに帰すべき理由によりこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(損害賠償)

第11条 前条の規定により契約を解除した場合において、契約の相手方に損害を与えたときは、委

託者又は受託者は、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

3 受託者は、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、委託者に対して契約期間の残額並びにその他の債務及び費用を請求することができる。

(管轄裁判所)

第 12 条 この契約について訴訟等の生じたときは、委託者の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(反社会的勢力の排除)

第 13 条 委託者及び受託者は、委託者と受託者との間の取引を遂行するに際して、法令を順守し、かつ顧客情報の保護、製品の安全確保、適正表示の実施、環境保全など公平の原則に従って活動する社内体制を整えて行動する。

2 委託者及び受託者は、自らが暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)でないこと及び反社会的勢力と一切の関係を持たないことを相互に確約する。

3 委託者及び受託者は、相手方が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、何らの催告なしに委託者と受託者との間の取引を解除できる。

(1) 相手方及び相手方の役員または従業員が、反社会的勢力であることが判明したとき。

(2) 相手方の取引先、またはその役員もしくはその従業員が、反社会的勢力であることが判明したとき。ただし、相手方がただちにその関係を改善したときを除く。

(3) 相手方が、自らまたは第三者を利用して、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または業務妨害行為等があったとき。

4 委託者または受託者は、前項各号のいずれかに該当する相手方に対し、前項に基づく委託者と受託者との間の取引の解除により被った損害を請求できる。

5 委託者または受託者は、第 3 項に基づく受託者と委託者との間の取引の解除によって、第 3 項各号に該当する相手方に損害が生じたとしても、これによる一切の損害賠償責任を負わない。

(契約に定めのない事項)

第 14 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。